第十九条の九中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　金融サービスの提供に関する法律第五十一条第一項の規定による指定

（印紙税法施行令の一部改正）

第七条　印紙税法施行令（昭和四十二年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二号中「保険募集」を「保険契約の締結の代理若しくは媒介」に改める。

（信用金庫法施行令の一部改正）

第八条　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項中「以下この項」を「第一号から第十一号まで」に、「より」を「より当該」に、「同条第一項」を「銀行法第二条第十八項」に、「いう。）を」を「いい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。）を」に改める。

第十三条の八中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　金融サービスの提供に関する法律第五十一条第一項の規定による指定

（特定商取引に関する法律施行令の一部改正）

第九条　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二第四号中「をいう」を「をいい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。第四十二号において同じ。）を含む」に改め、同表中第四十三号を削り、第四十二号を第四十三号とし、第四十一号の次に次の一号を加える。

四十二　金融サービス仲介業者が行う金融サービスの提供に関する法律第十一条第八項に規定する金融サービス仲介業務に係る役務の提供及び同条第九項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第十二項に規定する役務の提供

（銀行法施行令の一部改正）

第十条　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十六条の十三中「いう」を「いい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む」に改め、同条の表第五十二条の六十一の三第二項第二号の項の次に次のように加える。

第五十二条の六十一の六 第一項	事項	事項（金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項（電子金融サービス仲介業務に関する特例）の規定により電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者（同法第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者をいう。第三項において同じ。）にあつては、同法第十八条第三項に規定する事項）
第三項	書類	書類（金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者にあつては、同条第四項第二号に掲げる書類）

第十六条の十六中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　金融サービスの提供に関する法律第五十一条第一項の規定による指定

（長期信用銀行法施行令の一部改正）

第十一条　長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条の五の二中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による指定

（協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の九中「、第五条の十二」を削る。

第五条の十二中「規定により」の下に「当該」を加え、「同条第一項」を「銀行法第二条第十八項」に、「いう」を「いい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む」に改め、「当たつての」の下に「法第六条の五の十第一項において準用する」を加え、同条の表読み替える銀行法の規定の欄中「銀行法」を「法第六条の五の十第一項において準用する銀行法」に改める。

（労働金庫法施行令の一部改正）

第十三条　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の三中「、第七条の二の六」を削る。

第七条の二の六中「規定により」の下に「当該」を加え、「同条第一項」を「銀行法第二条第十八項」に、「いう」を「いい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む」に改め、「当たつての」の下に「法第九十四条第五項において準用する」を加え、同条の表読み替える銀行法の規定の欄中「銀行法」を「法第九十四条第五項において準用する銀行法」に改める。

第七条の二の七中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　金融サービスの提供に関する法律第五十一条第一項の規定による指定

（貸金業法施行令の一部改正）

第十四条　貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の四中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による指定

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部改正）

第十五条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十八号中「金融商品の販売等に関する法律」を「金融サービスの提供に関する法律」に、「第二条第一項」を「第三条第一項」に改める。